

*このしおりは、大切に保管してください。

入園のしおり



本書は、保育提供の開始に当たり重要事項説明書を兼ねますので、内容をよくご確認ください。

児童憲章

* 1951年5月5日に制定された児童のための憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

* 児童は人として尊ばれる
* 児童は社会の一員として尊ばれる
* 児童はよい環境の中で育てられる

- ・すべての児童は 心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される
- ・すべての児童は 家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれに代わる環境が与えられる
- ・すべての児童は 適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害からまもられる
- ・すべての児童は 個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように導かれる
- ・すべての児童は 自然を愛し科学と芸術を尊ぶように導かれ、また道徳的心情がつつかわれる
- ・すべての児童は 就学のみちを確保され、また十分に整った教育の施設を用意される
- ・すべての児童は 職業訓練を受ける機会を与えられる
- ・すべての児童は その労働において心身の発達が阻害されず、教育を受ける機会を失われず、また児童としての生活がさまたげられないように十分保護される
- ・すべての児童は 良い遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる
- ・すべての児童は 虐待・酷使・放任その他不当な取り扱いから守られる。あやまちをおかした児童は適切に保護され指導される。
- ・すべての児童は 身体が不自由な場合または精神の機能が不十分な場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。
- ・すべての児童は 愛とまことによって結ばれ よい国民として人類の平和と文化に貢献するように導かれる

こどもの権利条約

* 1989年「こどもの権利条約」は国連で採択され、1990年国際条約として発効しました。日本は1994年4月22日に批准し、1994年5月22日に発効しました。

4つの原則

命を守られ成長できること・・・すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと・・・子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること・・・子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと・・・すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

* この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。*

- * 生きる権利 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- * 育つ権利 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- * 守られる権利 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- * 参加する権利 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

こども基本法

* こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1. すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. すべてのこどもが、年齢や発達 の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもの年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

《運営主体》

名称 **社会福祉法人 むつみ会**
所在地 〒272-0833 千葉県市川市東国分1-21-22
代表者 理事長 筑紫玄一

《施設概要》

種別 保育所
名称 **つくし保育園**
所在地 〒272-0833 千葉県市川市東国分1-21-22
TEL 047-373-1659
FAX 047-373-1138
HP www.mutsumi-k.or.jp
管理者 園長 小島基江
創立 昭和45年02月15日
認可 昭和45年10月01日
利用定員 90名（生後57日以上～小学校就学前児童対象）

(ホームページQRコード)



《クラス編成・利用定員》

クラス名	きくみ	ちゅうりっぷ	たんぼぼ	すみれ	あやめ	ひまわり
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
2号認定				15人	18人	18人
3号認定	12人	12人	15人			

《保育園目標》

『温かく思いやりのある心』

小動物や植物の世話を通じて他を思いやれる子ども

『善悪の判断ができる子ども』

何事にもルールがある事を保育士と一緒に学び自分で考え行動できる子ども

《保育の柱》

- ◎健康な身体づくり
- ◎動植物に親しむ
- ◎お年寄りとのふれあい
- ◎規律ある生活習慣を身につける
- ◎様々な体験を通してルールを学ぶ

《保育内容》

- 身体づくり * 薄着の習慣・・・体温調節の働きを良くし、丈夫な身体づくりを心掛けています。
- 当番活動 * 年齢にあったお手伝い、当番活動を通して自分の役割を果たし自信が付き仲間友達・身近な動物・植物)の為に役に立っている。必要とされている事を「感じられる心」を大切にしたいと思っています。
- 異年齢交流 * 赤ちゃんからお年寄りまでが、同じ屋根の下で生活をしています。共に触れ合い、話し合い自然な交流を大切にしています。

* 子どもの育ちは、突然○○ができるようになった、いつのまにか○○をしてる～ではなくて、見たり、聴いたり、触ったり、感じたり、経験したりと、継続です。ひとつひとつに意味があります。

保育園での子どもは、前向きに生活（あそび）をしています。子どもの伸びようとする力を信頼し、ともに育ちあう保育でありたいと思います。保護者の方とともに、子育て（保育）を通して育ち合いたいと願っています。

* 子育てについて悩んでる事、心配な事など保育園に御相談ください。共に考え、知恵を出し合って子育てを「たのしみ」しましょう。また、お子様の発達等で気になることがあれば、保護者の了承を基に嘱託医や市との連絡相談も可能です。

* こども発達センターとは

ことば、運動、行動、情緒などの発達に心配のあるお子さんに対して、遊びや活動を通してお子さんの発達をうながす支援や家族支援をおこなっています。

【電話】 047 - 370 - 3561（代表） ※お子様の発育の相談はこども発達相談室（ペア）

* こども発達相談室（ペア）

こども（市川市内に住所を有する方）の発達についての相談窓口です。

【電話】 047-370-3577 【受付時間】 午前9時～午後5時（月曜～金曜）

《各年齢の特徴とお願い》

<p>0 歳児</p>	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none">* 笑う、泣くという表情の変化や、体の動きなどで自分の欲求を表します。この欲求に答え担当保育士が適切に働きかけることによって、子どもと保育士との信頼関係が築かれます。 <p>これは、対人関係の第一歩であり、自分を受け入れ、人を愛し、信頼する力へと発展していきます。信頼できる大人との関係の中で、なん語は盛んになり、探索活動が活発化します。</p> <ul style="list-style-type: none">* 個々のペースで（ひとりひとりの要求を満たしながら）生活し、徐々に生活リズムづくりをしていきます。* おむつは、快・不快を感じられるよう少量の汚れでも細めに取り替え、心地よさを味わい、授乳や食事等関わりを大切にしながら信頼関係を築いていきます。 <p>(お願い)</p> <ul style="list-style-type: none">* よだれかけ（スタイ）は、安全性を考え脇に必ず紐を付けてください。
<p>1 歳児</p>	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none">* 歩き始め、手を使い、運動機能の発達がめざましい時期です。担当保育士との安心できる関係を基盤として、探索活動も盛んになります。自分の思いを親しい大人に伝えたい欲求が高まり、片言や指差し、身振りなどで伝えようとします。外界への働きかけも盛んになり、物を仲立ちとした触れ合いができるようになる一方で、物の取り合いも激化します。保育士に受け入れられることにより、自発性、探索意欲が高まりますが、まだまだ大人の世話を必要とする自立への過程の時期です。 <ul style="list-style-type: none">* 自分でしようとする気持ちを尊重しながら、関わりを大切に、担当保育士との信頼関係を築いていきます。* 探索活動を十分にできるよう環境を整えます。 <p>(お願い)</p> <ul style="list-style-type: none">* 爪はこまめにご確認下さい。* 脱ぎ履き等だんだん自分で「やってみようかな～」という思いが育ってきます。自分で脱ぎ履きしやすい、ズボンや洋服・靴をご用意ください。
<p>2 歳児</p>	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none">* 歩行機能が一段と進み、走る、跳ぶなど基本的運動機能が高まり、体を自分の思うように動かすことができ、身体運動のコントロールも上手になり、リズム運動など、音楽に合わせて体を動かすことができるようになります。指先の動きも急速に進歩します。 <p>構音機能も急速に発達するので、発声はより明瞭になり、語彙（ごい）も増加し、したいこと、して欲しいことをことばで表現できるようになります。行動範囲も広がり、他の子どもとの関わりを少しずつ求めるようになってきます。</p> <ul style="list-style-type: none">* “ヤダモン”の時期* 自分で色々なことができるようになり、時には甘えたり、時には思い通りに行かないとひっくり返って怒り出すことも・・・感情が揺れ動く時期なので一人一人の気持ちを受け止め、さりげなく援助できるようにします。* 大人が仲立ちとなり友達と、一緒に遊ぶ楽しさを体験していきます。 <p>(お願い)</p> <ul style="list-style-type: none">* 上履き・通園カバンをご用意ください。（保育園生活に必要な物参照）

3 歳児

(特徴)

* 基礎的な運動能力が育ち「～しながら～する」という二つの違った動きを一つにまとめた運動ができるようになります。話し言葉の基礎もでき「ボクが～スル」と自分の力に自信を持ち、仲間の中で我を主張し自己の存在を強く出そうとします。

* ちびっ子ギャングと呼ばれる時期

* 社会性が芽生える時期で、周りの子どもの真似をするようになります。そして、真似をすることによって、幼児なりに人の気持ちを理解し、少しずつ数人のお友達と一緒に良いことも・悪いことも行うようになります。

* 食事や排せつの自立。

* 幼児クラスとして色々な行事に参加します。

(お願い)

* 園服を着ます。(園で購入)

* 各自のお道具箱を揃えていただきます。(保育園生活に必要な物参照)

4 歳児

(特徴)

* 全身のバランスをとる能力が発達し、体の動きが巧みになります。また各機能間の分化、統合が進み、自我が育ち自分と他人との区別もはっきりしてきます。だからこそ見られる自分に気づき自意識が芽生え、それで不安が生じたり辛くなったりするなど葛藤を経験します。友達と一緒に行動することに喜び、つながりは強まるが、それだけに競争心も起きて、けんかも多くなります。一方仲間の中では不快なことに直面しても、少しずつ自分で自分の気持ちを抑えたり、我慢もできるようになってきます。

* お昼寝がなくなります。(3歳児の2～3月頃よりお昼寝が徐々になくなります。)

* ごっこ遊びが盛んになり自分たちで役割等も決めて遊ぶことができます。

(お願い)

* 音楽リズムの一つで鍵盤ハーモニカを使用します。(購入時期については園の方でお知らせいたします。)

* 保育園内で「お泊まり保育」をします。

5 歳児

(特徴)

* 細かい手や指の動きは一段と進み、他の部分と協応して全身運動もよりなめらかになります。内面的にも成長し自分で考え納得のいく理由で物事の判断ができる基礎が培われてきます。

仲間の存在は一層重要になり目的に向かって活動し自分のすることや、きまりを守ることの必要性が分かってきて、初めて集団としての機能が発揮されるようになってきます。要求のぶつかり合いやけんかが起きても相手を許したり、認めたりする社会生活に必要な基本的な能力が身につく、仲間の中の一人としての自覚や自信が持てるようになります。

(お願い)

* トリ当番やおやつ当番・お着替え当番、色々なところで活躍してもらいます。

* 登園完了時間が年明け頃より A M 8 : 30 となります。(早寝早起きの習慣の見直しです。)

* お泊まり保育があります。(実費徴収・・・2～3 千円程度)

《職員について》

- * 職員数
 - ・正規職員 18名 非常勤保育士 3名
- (R6.4.1現在) 内訳・・・園長 1名・主任保育士 1名・保育士 13名・栄養士 3名・非常勤保育士 3名
- ・職員数は変動する場合がありますが、教育・保育の提供に必要な職員数の職員を常に配置しています。
- ・常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

《勤務時間について》

7:00～16:00	7:30～16:30	8:00～17:00
8:30～17:30	9:00～18:00	9:30～18:30
10:00～19:00	(土曜日は18:30まで)	

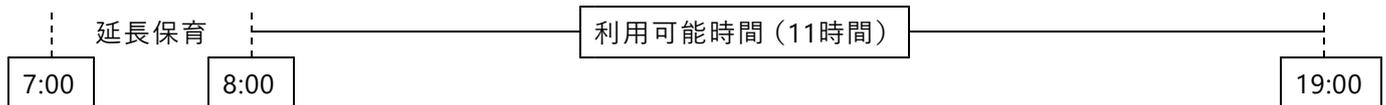
- ・下記開園時間内での、交代勤務
- ・週40時間 9時間拘束 (内1時間休憩)
- ・土曜日は交代勤務 (平日代休有)

《保育について》

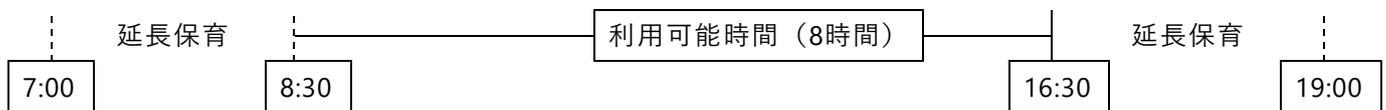
* 利用時間

園児の保育利用時間については、保護者より証明書類を提出して頂き、勤務形態に合わせるものとする
(変則勤務の方はシフト表をご提出ください。)

○保育標準時間認定の場合



○保育短時間認定の場合



・つくし保育園 原則的保育時間

平日 8時30分～16時30分

土曜 8時30分～12時00分

・但し保護者の勤務状況により

平日 7時00分～ 8時30分

16時30分～19時00分 (19:00以降延長保育料徴収)

土曜 7時00分～ 8時30分

12時00分～18時30分 (18:30以降延長保育料徴収)

- * 休業日
 - ・日曜日
 - ・法律に規定する祝日
 - ・年末年始【12月29日～1月3日】

- * 希望保育
 - ・希望保育とは、園の都合により家庭保育の御協力をお願いしている日です。

期間中、**弁当持参**となりますので御了承ください。

- ・夏期保育【8月 (お盆の時期)】
- ・冬期保育【1月 (年始の時期)】
- ・新学期準備【3月末日】

- * 保育参加
 - ・担当保育士と一緒に「保育」をしながら、友達とどんな生活を共にしているのか・・・
 - 普段と一緒の姿は、なかなか見られないかもしれませんが、保育園でのお子さんの様子を見ていただけたらと思います。 ■▲★ 保育参加終了後は、お子さんと一緒に降園となります。★▲■
 - ・対 象・・・4、5歳児クラス（原則・・・各クラス一日1人の受け入れ）
- * ならし保育
 - ・入園当初の保育時間は、園生活に無理なく慣れるよう保育時間を短縮して行います。保育園に入園することによって、お子さんの生活環境は大きく変わります。お子さんの身体的・精神的負担をできる限り少なくしながら、保育園で安心して過ごせるようにならし保育の期間を設けています。このならし保育は、お子さんのことを知り、お子さんと心を通い合わせ信頼を得るために、保育者にとっても必要な期間です。
 - ならし保育の方法や期間は、お子さんの年齢などによって違います。保護者の方のお仕事の都合も伺いながら、担任と話し合い進めて行きます。

保育園に早く慣れる為の工夫として・・・

* 元気な身体で登園しよう

・体調が悪いと、身体も心も新しい環境は苦痛です。早寝早起きを心掛け、朝食をしっかり食べて登園しましょう。入園してしばらくは、お子さんはとても疲れます。お家ではゆっくり休めるよう心がけてください。

* 不安を取り除こう

・わからないことが多かったり、見通しが持てなかったりすると子どもの不安は大きくなります。保護者の方と職員が仲良くなって、ここは安心できる場所だとわかるとお子さんの不安も少なくなります。そしてお子さんがどんなに小さくても、「お母さん、お父さんは 仕事に行ってくるからね。お仕事が終わったら、お迎えにくるからね。」と伝えてください。

* 利用者負担（保育料）等について

- ・保育料は、世帯の市民税の合計額により、居住する市町村が決定し、通知します。
 - ・3・4・5歳児は保育料無償化に伴い、給食費（副食費：月額4500円）がかかります。
- 集金方法は、「えんだより」にてお知らせします
- ・上記の他、個人別の保育用品などの費用がかかることがあります。

* 利用終了に関する事項

○ 退園・転園・休園

- ・退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・休園に際しては、原則、市川市が定める期間（およそ2ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。無届で欠席が続く場合、退園していただくこととなります。
- ・お申込み内容の変更があった場合（退職、転居、離婚等）は、すみやかに変更届を提出してください。

○ 利用の終了に関する事項

- ・利用児が小学校に就学始期に達したとき
- ・居住する市町村による支給認定（2号認定または3号認定）を有しなくなったとき
- ・欠席期間が2ヶ月を超えるとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

《保育園からの連絡について》

- * 毎月「えんだより」を発行しています。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。
- * 0・1・2歳児は連絡帳を使用し、園での様子や家庭での様子がお互い確認できるよう毎日記入してください。
3・4・5歳児はクラス便りを使用し園での様子をお知らせします。1日園で過ごし遊んだ事・感じた事・お友達とけんかをした事など・お子さんとの会話の中で、どんな様子だったかを知って欲しいと思います。 お子さんには会話する楽しさを知って欲しい、保護者の方には『話せる環境』をつくっていただきたいと思います。
- * 園からの連絡事項やお手紙は、必ず目を通してください。また提出期限がある物については期日をお守りください。期日を過ぎの申し込みなどはお断りさせていただきます。
- * 集金や提出物については、登園時に必ず保育士に手渡しをお願いします。今年度も集金袋を配布します。備品の購入時も必ず集金袋をご使用ください。（配布してからの集金となります。）

《持ち物について》

- * **必ず全ての持ち物に、記名**をお願いします。（記名が薄くなってしまった物も、確認をお願いいたします。）
- * おもちゃ、シール、カード類、キーホルダーなどは壊れてしまったり、なくなってしまうこともありますので、保育園には持ってこないでください。
- * 園服・帽子等に**華美な装飾は禁止**とさせていただきます。また連絡帳や水筒にシール等を貼る事も禁止です。
- * お子さんが履く靴は、流行のデザインよりも運動しやすく・足のサイズにあったもの（すぐに大きくなるから...と言って大きいサイズの靴は危険です。）をご用意下さい。サイズの合わない靴を履いていますと、転びやすくケガをしやすいです。（サンダル等は不可）
- * 3・4・5歳児クラスのお子さんは、園服を毎日着て来てください。
- * 髪の毛の長いお子さんは、結んで下さい。華美な装飾のある物、ヘアピン等は禁止です。

《送迎について》

- * 登降園の際は、事故防止のためにも職員に必ず声をかけてください。
- * きょうだいで通園されているご家庭は
登園時→大きいクラスのお子さんを送ってから小さいクラスのお子さんへ
降園時→小さいクラスのお子さんをお迎えしてから大きいクラスのお子さんのお迎えをお願いします。
- * 携帯電話を使用しながらの送迎はご遠慮ください。園内での掲示物以外の写真やビデオ撮影は禁止です。
- * 飲食をしながらの送迎は禁止です。
- * 園と家庭とのコミュニケーションを密にしたい為、原則として送迎は保護者の方が行ってください。

* **8：45までに登園**してください。登園が遅くなると、遊びの輪に入りにくい事もあるようです。また、欠席・遅刻の連絡も8：45までをお願いします。

* 登退園簿への、時間記入を忘れずにしてください。（市役所に提出必要な書類となります。正確な時間を記入下さい。）

朝・・・部屋に入室した時間 夕方・・・支度を終え部屋から出る時間

* 送迎をする方が都合等により普段と異なる場合は、事故防止の為必ず園の方へ連絡をください。連絡がない場合は、確認を取らせていただきます。（高校生以下の送迎は、お断りさせていただきます。）

* 緊急連絡先に記載されている場所にいない日（出張・休暇等）は、**緊急時に連絡が取れるよう必ず連絡先をお知らせ**ください。

* 時間帯により、道路の交通量が増えたりデイサービスの送迎と重なります。お子さんの一人歩きは大変危険ですので、**必ず一緒に門を通過**してください。

* お迎えの時間帯は、どのお子様も保護者のお迎え待ちわびています。迎えに来られた保護者は、まだ迎えが来ていない子どもたちにとってはとても羨ましいものです。

お迎えの際の保護者への保育士対応は、他の残された園児の気持ちを配慮し、静かに短時間で対応させていただきます。

* **駐車場内でのトラブル・盗難・事故について一切責任は負いません。**

* 車を離れる際は盗難防止のため必ずエンジンを切り、貴重品を持ち鍵をかけてください。

* 駐車場には限りがあります。特に雨の日は、車で登園される方が多く大変混み合います。周辺の方へも迷惑となりますので、身支度を早めに終わらせ移動をお願いします。また、保護者同士のお話は別の機会にして頂き、お子さんのためにもすみやかに帰宅し、翌日の園生活を快適に過ごすことができるよう配慮頂きたいと思います。

* 申込時間を守り、やむを得ず遅れてしまう場合は必ず園に連絡をください。仕事がお休みの方は、つくし保育園原則的保育時間内のお迎えにご協力ください。

* **通園カバンを身につけたまま、遊具で遊ばない**でください。特に夕方は、保護者の方のお迎えで子ども達も安心してしまい集中力・判断力に欠け、大きな事故につながる原因となります。

《保健について》

* **お子さんの体調や様子がいつもと違うときは、登園時に保育士へお知らせ**ください。また、特異体質・ひきつけ・その他の持病をお持ちの方は、必ずお知らせください。

* 日々、怪我（事故）が起きないように細心の注意を払い保育をしておりますが、集団生活の場で思わぬ怪我（事故）が起ってしまう場合があります。万が一不慮の事故が発生した場合は、その事故に対する費用を、保険会社の規約により支払わせていただきます。

* 保育中にけがや容態等の変化があった場合、保護者の方に連絡した上で嘱託医または主治医にて受診をします。保護者と連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を優先させ、保育園が責任をもって対処します。

* 保育中お子さんの状態が集団生活困難と判断した場合、連絡させていただきます。

- ・発熱　　・おう吐や下痢がひどいとき　　・乳児は機嫌が著しく悪いとき・水分補給が困難なとき
- ・感染症の疑いがあるとき

* 健診・検査について

・内科健診（全園児：年 2 回）・乳児健診（0 歳児：月 1 回）・・岩沢医院（大野医師）

嘱託小児科医　　○岩沢医院　　大野京子医師　　市川市湊新田1-9-5　　047-356-6220

・歯科検診（2・3・4・5 歳児：年 2 回）・・・そやばし歯科（宮地医師）

嘱託歯科医　　○そやばし歯科　　宮地 裕一医師　　市川市東国分1-30-14　　047-374-8020

・尿検査（3・4・5 歳児・年 1 回）

・身体測定（全園児：月 1 回・生後 6 月ヶ未満児は月 2 回）

・布団乾燥

* 予防接種について

・予防接種は体調の良い時に計画的にお受けください。予防接種を受けた後は、観察が必要ですので、ご家庭でお子さんの様子をみられる時に接種を受けてください。また、受けた予防接種の項目を園にもお知らせください。

* お子さんの薬について

くすりを飲ませることは医療行為にあたり、保育園がお子さんにくすりを飲ませることは本来望ましいものではありません。

しかしながら、ご家庭の事情等で必要・やむを得ない場合には保護者に代わって与薬しているのが現状です。

下記の諸事項は、お子さんの健康と生命を守るという観点に沿ってのものでご理解とご協力をお願いします。

1 病気の時は、お子さんの体調・症状に応じて家庭で静養してください。必要な場合は、医療機関に受診して登園が可能かどうかを診てもらってください。

主治医の診察を受けるときは、保育園に通っていること**原則としてくすりの使用ができない**ことをお伝えください。朝・夕の 2 回処方または 3 回投与が必要なときは朝・帰宅後・寝前にしていただき、ご家庭で服薬をお願い致します。

2 お子さんのくすりは、保護者が来園して与えていただくことが原則ですが、次に該当する場合は、保護者と保育園側で話し合いのうえ、保護者の同意のもとに担当者が保護者に代わって与薬することとします。

① 病気の予防・治療のため、一定期間在園中に与薬が必要な場合で、保護者が勤務の都合等で与薬のために来園できない場合

② 慢性の病気があり、在園中に与薬が必要な場合

3 以下の場合、保育園での与薬はできません。

① 「咳がでたら・・・」「熱がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断してあたえなければならない場合

② 保護者の個人的な判断で持参したくすり（市販のもの・過去に処方されたものなど）

4 坐薬の取り扱いとは原則として行いません。

5 保育園での与薬に関しては以下の事にご協力ください。

① お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したくすりを与薬します。

② 「与薬依頼書」を毎回必ず添付してください。「薬剤情報提供書」がある場合には、添付してください。

③ 保育園で使用するくすりは、1 回分ずつに分けて当日分のみをご用意ください。（シロップ剤や水剤は、清潔な小さな容器に 1 回分を入れてご用意ください）

④ 袋や容器にお子さんの氏名を必ず記入してください。

☆下記に記載の国が定める「保育所における感染症ガイドライン」をご参照下さい。

●発熱時の対応

< 保育中の対応について > 保護者への連絡が望ましい場合

○発熱があり、 ※熱性けいれんの既往児が37.5℃以上の発熱があるときは医師の指示に従う。
・元気がなく機嫌が悪いとき ・咳で眠れず目覚めるとき ・排尿回数がいつもより減っているとき ・食欲なく水分が摂れないとき

登園を控えるのが望ましい場合

○24時間以内に37.5℃以上の熱が出た場合。 ○解熱剤を使用している場合。
○朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていない場合。

●下痢の時の対応

< 保育中の対応について > 保護者への連絡が望ましい場合

○食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき ○腹痛を伴う下痢があるとき ○水様便が2回以上みられるとき

登園を控えるのが望ましい場合

○24時間以内に2回以上の水様便がある場合。 ○下痢止めを使用している場合。
○食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
○朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

●おう吐の時の対応

< 保育中の対応について > 保護者への連絡が望ましい場合

○咳を伴わないおう吐があるとき ○元気がなく機嫌、顔色が悪いとき ○吐き気がとまらないとき
○腹痛を伴うとき ○下痢を伴うとき

登園を控えるのが望ましい場合

○24時間以内に2回以上のおう吐がある、おう吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
○食欲がなく、水分も欲しがらない場合。 ○吐き気止めを使用している場合
○機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

●咳の時の対応

< 保育中の対応について > 保護者への連絡が望ましい場合

○咳があり眠れないとき ○ゼイゼイ音、ヒューヒュー音があるとき ○少し動いただけでも咳が出るとき
○咳とともに嘔吐が2回以上あるとき

登園を控えるのが望ましい場合

○夜間しばしば咳のために起き、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある場合
○呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。 ○食欲がなく、水分がとれない場合

●発しんの時の対応

< 保育中の対応について > 保護者に連絡し、受診が必要と考えられる場合

○発しんが時間とともに増えたとき発しんの状況から、以下の感染症の可能性を念頭におき、対応すること
・かぜのような症状を伴う発熱後、一旦熱がやや下がった後に再度発熱し、赤い発しんが全身に広がった（麻疹）
・微熱程度の熱が出た後に、手の平、足の裏、口の中に水疱が出た。（手足口病）
・38℃以上の熱が3～4日続き下がった後、全身に赤い発しんが出た（突発性発しん）
・発熱と同時に発しんが出た（風しん、溶連菌感染症）
・微熱と同時に両頬にりんごのような紅斑が出た（伝染性紅斑）
・水疱状の発しんが出た（水痘）

登園を控えるのが望ましい場合

○発熱とともに発しんのある場合。 ○感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合。
○口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。 ○発しんが顔面等であり、患部を覆えない場合。
○浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。 ○かゆみが強く手で患部をかいてしまう場合。

* 感染症対策として

- ・保護者の保育室への立ち入りをお断りさせていただきます。
- ・健康カードに必要事項を記載の上、毎日お持ち下さい。
- ・保育園は集団生活の場所です。感染症対策を行いながら保育をさせていただきますが【密】を避けられない状態ですのでお子さんに体調不良（咳・鼻水・食欲不振・嘔吐・下痢・発熱）が認められる場合、受け入れはお断りさせていただきます。
- ・**発熱の場合は解熱後24時間以上経過してからの登園受け入れとなります。**

* 感染症の場合は診断がつき次第、園に連絡をください。医師の診断により登園許可が出ましたら、園に**登園許可書**を提出し登園してください。（用紙は園にも用意してあります。）

* 医師の判断で登園が許可された場合でも、保育園で気を付けるべきことがある場合は必ず事前に知らせてください。また、登園を控える場合はご家庭で安静に努め、健康の回復に留意していただきますよう、よろしくお願いいたします。

* 医師の受診をせずに登園してくるケースも見受けられますが、集団生活の中における伝播や、個々による症状の違いもあるため、必ず医師の診断を受けて登園してよいかを判断してもらってください。登園してよいかどうかは、他の子どもたちへの感染を防ぐという観点での配慮だけでなく子どもの健康を守る重要な事項であると判断しています。

* 学校伝染病の分類（第1種・第2種・第3種は登園の際 **登園許可書が必要**です）

第1種 疾患名		出席停止期間
エボラ出血熱：クリミア・コンゴ出血熱：痘そう：南米出血熱：ペスト：マールブルグ病：ラッサ熱：急性灰白髄炎（ポリオ）：ジフテリア：MERSコロナウイルス：SARSコロナウイルス：鳥インフルエンザ（H5N1）		治癒するまで
第2種 疾患名	出席停止期間	
インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱後3日間を経過するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し全身状態が良好になるまで	
風しん	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がか皮化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日間経過するまで	
結核	医師が伝染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が伝染のおそれがないと認めるまで	
第3種 疾患名		出席停止期間
コレラ：細菌性赤痢：腸管出血性大腸菌感染症：腸チフス：パラチフス：流行性角結膜炎（はやり目）：急性出血性結膜炎：溶連菌感染症：ウイルス性肝炎：りんご病（伝染性紅斑）：手足口病：ヘルパンギーナ		医師の判断によ り伝染の恐れが ないと認められ るまで。または集 団生活が可能と 判断されるまで
無菌性髄膜炎感染性胃腸炎：急性細気管支炎：ロタウイルス感染症：ノロウイルス感染症：サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症：マイコプラズマ感染症：肺炎クラミドフィラ感染症：インフルエンザ b 菌感染症：肺炎球菌感染 症：RSウイルス感染症：ヒトメタニューモウイルス感染症：ライノウイルス感染症：パラインフルエンザウイルス感染症：エ ンテロウイルスD 68感染症：EBウイルス感染症：サイトメガロウイルス感染症：単純ヘルペスウイルス感染症 など		
* 登園許可証明書：必要なし		
アタマジラミ	駆除してください。	
水いぼ（伝染性軟属種）	本園でのプール活動は、お断りさせていただきます。	
とびひ（伝染性膿痂疹）：帯状疱疹	病変部を露出しないよう配慮してください。	

《食事について》

* 朝食は必ず食べましょう。ごはんを食べることによって、

- ・体温が上がり脳と身体がすっきりと目覚める
- ・眠っている間に消費したエネルギーが補給される
- ・生活リズムを整える効果が期待できる
- ・排便をうながし便秘を予防することができる
- ・かんで食べることで精神を落ち着かせる「セロトニン」の分泌が促される

人は眠っている間にもエネルギーを消費しています。朝ごはんを欠いてしまうと、活動するのに十分なエネルギーが昼食まで脳に送り込まれないことになってしまいます。

* 献立について

・栄養士を中心に、保育士と話し合いをもちながら、季節感の有る彩り豊かなメニューを新鮮・安全な食材で提供します。

前月末に献立表を配布しています。給食写真の掲示 + ホームページに掲載されていますのでご覧ください。

* 当園の給食は、入園している子どもの身長・体重を基に、食事摂取基準を作成しています。主食、副食を含めた完全給食で、乳幼児の栄養生理面、個人的な発達の特徴などの特性を理解し、安全面に充分配慮して実施しています。1日に必要な栄養素（0【幼児食に移行している子ども】1・2歳児：950kcal、3・4・5歳児：1300kcal）の40%～50%を目標としています。

月～金曜日は完全給食。おやつは、0・1・2歳児・・・午前、午後の2回、3・4・5歳児・・・午後1回となります。

土曜日登園のお子さんは、お弁当持参です。

* 離乳食は家庭と保育園と相談の上、一人一人の咀嚼力にあわせて一緒に進めていきます。

* 医師の診断の基に**家庭に於いても、アレルギーの為『特定の食物を除去』しているお子さんに限り『アレルギー除去指示書（医師が記入）』を提出（年一回）していただき、保育園でもお手伝いをさせていただきます。**お子さんの健康を一番に考え、家庭と保育園の協力体制の基に行っていきたいと思えます。

《睡眠について》

* 睡眠中、子どもの脳は、記憶を整理するなどして発達しています。さらに成長ホルモンが分泌されて骨を成長させたり、筋肉量を増やしたりしています。成長ホルモンは、とくに夜10時～深夜2時の時間帯が、一番分泌が盛んになるので、その時間には、熟睡することが望めます。 **★早寝・早起きの習慣を付けましょう★**

* 睡眠の際、あお向け寝になるよう心がけています。御家庭でも**あお向け寝の習慣**が付くよう御協力をお願いします。

SIDS・・・SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。乳幼児突然死症候群といい、確かな事が解明されていない病気です。

園では呼吸チェックを行い事故予防に努めています。（0歳児：5分・1歳児：10分・2歳児：15分おき）

* 午睡は0・1・2・3歳児まで年間を通して行っています。（3歳児の2～3月頃より、お昼寝が徐々になくなります）

4・5歳児は午睡を行っていませんが、お子さんの希望や体調を考慮して午睡を行います。

《非常災害時について》

* 市川市より「市川市内の保育施設における風水害時の臨時休園等の基準」が策定されました。つくし保育園は市川市の指導のもとに運営されている施設です。対応については市に準じます。

市川市内の保育施設における風水害時の臨時休園等の基準

1 基本的な考え方

保育所等は児童福祉施設として災害等の非常時においても原則として開所することとされています。このことから「児童福祉施設における業務継続ガイドライン（R4.3.31）」等により、施設ごとに業務を継続するための計画を策定することが求められています。

各種災害のうち、風水害については事前の予測が一定程度可能なことから、児童や保護者、保育従事者の安全を確保するため、以下の基準に基づいて臨時休園等の措置を講じることとします。

2 対象施設

認可保育所、認定こども園（保育所型）、地域型保育事業所

3 臨時休園等の判断基準

（1）避難情報の発令

市川市から避難情報（警戒レベル3以上）が発令された場合、対象地区に所在する施設は以下により休園等の対応を行う。

施設の所在地区における警戒レベル	開園前	開園後（保育時間中）
警戒レベル3以上 (高齢者等避難)	臨時休園 解除されるまで受け入れは行わない	園児のお迎えを依頼 全園児の引き渡し完了するまで 保育を継続

※ 気象庁の気象情報「警戒レベル3相当」等は避難情報ではないためご注意ください。なお、通常は気象情報「警戒レベル4相当」以上の発令に先立ち、「警戒レベル3」以上の避難情報が発令されていることを想定しています。

※ 市川市の避難情報は、市川市メール情報配信サービス、市川市公式SNS（LINE、Facebook、X）、地域防災無線から同時に発令しますので、あらかじめ各サービスの登録をお願いします。

※ 以下のサイトでは、最新の避難情報を常時確認できます。

○ 市川市災害ポータルサイト <https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen06/saigai.html>

（2）公共交通機関の計画運休

	開園前	開園後（保育時間中）
JR等鉄道各社が市内の全線計画 運休（完全運休）を発表	臨時休園 計画運休が終了するまで受け入れは 行わない	園児のお迎えを依頼 運休までに降園が完了できるよう保 護者にお迎えを依頼

4 保育の再開

避難情報の解除後、保育施設内外の安全確認、ライフラインの被害状況確認及び復旧を行ったのち、施設の安全が確保され受け入れ態勢が整った場合は保育を再開する。この際、給食物資納入業者の搬入が困難な場合は給食の提供は行わないことも考えられる。

5 保護者への周知

風水害時等における保育所の臨時休園等の対応について、毎年度当初などに保護者へ周知を行う。

* 子どもたちが安全な生活が送れるように、日頃から災害を想定した避難訓練を行っていますが、災害の発生するおそれのある時（大規模災害発生時及び大規模地震発生の予知情報警戒宣言発令、大型台風の時）または、保育園で子どもの安全を確保することが困難と予測された場合は、家庭での保育をお願いすることがあります。保育時間中の場合には、保護者にお引き取り頂けるまで保育園が責任を持ってお預かりいたしますが、できる限り早いお迎えをお願いします。※ご家庭の事情が変わった時は、お知らせください。（住所・電話番号・勤務先・勤務時間の変更・家族構成など）

* 地震等の大災害時には、近隣からの出火があったり、避難場所への避難命令が出ない限り、園外には出ずに園舎内にてお迎えをお待ちします。

・緊急時避難場所・・・第1広域避難場所（百合台小学校）

・緊急時連絡先・・・災害時優先電話（つくし保育園：047-373-1659）

* 災害時の連絡方法について（詳しくはNTT東日本HP「災害用伝言ダイヤル」をご覧ください。）

※電話が不通となった場合は、『NTT災害用伝言ダイヤル』を活用（NTTが設置する「声の伝言板」）

伝言の再生手順 ① 171をダイヤル

② ガイダンスに従って「2」を選ぶ

③ 保育園電話番号を入力「047-373-1659」

④ 「1#」をプッシュ

《守秘義務及び個人情報の取り扱いについて》

* 本園では、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

* 園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。

* 行事等での撮影は他のお子さんや保護者等に配慮し、個人で撮影した映像や写真等を、動画サイトやホームページ等のSNS に載せないでください。

《保育内容に関する相談・意見・要望について》

* 保育サービスの向上を図るため、ご意見・ご要望・苦情等のご相談の窓口を設定しています。お気づきの点がございましたら、受付担当者・解決責任者へご連絡下さい。受付た場合には、適切に対応し改善を図るよう努めます。また、保育園に直接は言いづらい場合がありましたら、第三者委員・千葉県運営適正化委員会へご相談下さい。

・解決責任者・・・園長：小島基江

・相談・苦情受付担当・・・主任保育士：岡嶋陽子

・第三者委員・・・福井茂子(043-373-2728)

廣田利夫(047-322-4639)

・千葉県運営適正化委員会・・・043-246-0294

《虐待の防止のための措置について》

* 園児に対して、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、暴力行為等、心身に有害な影響を与える行為をしない他、園児の人権擁護・虐待防止のための職員に対する研修を行っています。また、園児の身体及び日々の様子について、保育士等が連携を取りながら日常的に対応し、園長等へすぐに報告・連絡・相談ができるように保育を実施しております。職員を含めた虐待等の疑わしい状況があった場合には「虐待対応マニュアル」に沿って対応をおこない、保育園は虐待の事実があった場合及び虐待が疑われる場合には、児童相談所等への通告義務があります。

《その他》

* 「しつけ」を「おしつけ」していませんか？子どもにやって欲しい事・習慣づけたい事は、口やかましく言うのではなく、大人自身が行動で示す事が一番です。また「しつけ」は、「しつづけ」る事が大切です。子ども達は大人の後ろ姿を見て育ちます。大人が子どもに手本を見せてあげましょう。

* 幼児期はたくさんおしゃべりする時です。ちぐはぐな話しでも、はっきりしない口調でも、ゆったりした気持ちで聴いてあげてください。一緒にお風呂に入ったり、抱いて絵本を読んだりして、身体が触れ合う事で心が安定します。心のよりどころができると、子どもは外の世界へ安心して出かけていきます。

《保育園生活に必要なもの》

0・1歳児 (きくみ・ちゅうりっぷ)	2歳児 (たんぼぼ)	3・4・5歳児 (すみれ・あやめ・ひまわり)
<ul style="list-style-type: none"> ・通園カバン (毎日の荷物を入れるカバン) ・ほ乳瓶(ガラス) } 離乳前のお子さんは ・乳首(シリコン) } 御用意ください ・着替え ・よだれかけ 脇に紐を付けてください ・連絡帳を入れるバインダー ・おむつ ・おしり拭き * 使用済みのおむつは園で処分します <p>(園で購入していただく物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳(¥100) ・帽子(¥600 クラスカラー指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通園カバン (子どもが取り扱えるカバン) ・上履き(バレシューズ又は運動靴) ・上履き入れ ・着替え ・おむつ } 自立前のお子さんは ・おしり拭き } 御用意ください * 使用済みのおむつは園で処分します <p>(園で購入していただく物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳(¥90) ・帽子(¥600 クラスカラー指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通園カバン (子どもが取り扱えるカバン) ・上履き(バレシューズ又は運動靴) ・上履き入れ ・着替え ・水筒(水orお茶のみ) ・道具箱(35cm×25cm×7cm以下の箱) ・のり ・粘土ケース・粘土板・粘土ペラ ・自由画帳(キャラクター不可) ・クレヨン指定有り (クレヨン・クレパス・パステル12色入) <p>(園で購入していただく物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘土(¥300)・園服(¥2200) ・連絡帳(¥90)・はさみ(¥480) ・帽子(¥600 クラスカラー指定)
<p>* 物価変動の影響等により徴収額を変動する場合があります。上記に掲げるもの以外に、費用負担が発生する場合には、その目的や金額等について、事前に説明いたします。</p>		
<p>(0歳児から3歳児まで午睡を行います)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パジャマ ・パジャマを入れる袋(大きめの袋の方が、お子さんが自分で出し入れしやすいです) ・敷き布団カバー ・掛け布団カバー ・大人用タオルケット(二つ折りにして使用) <p>* 布団の大きさ・・・掛け布団(約105cm×132cm)・敷き布団(約75cm×132cm)</p>		

持ち物には記名をお願いします

* 毎日持ってくる物

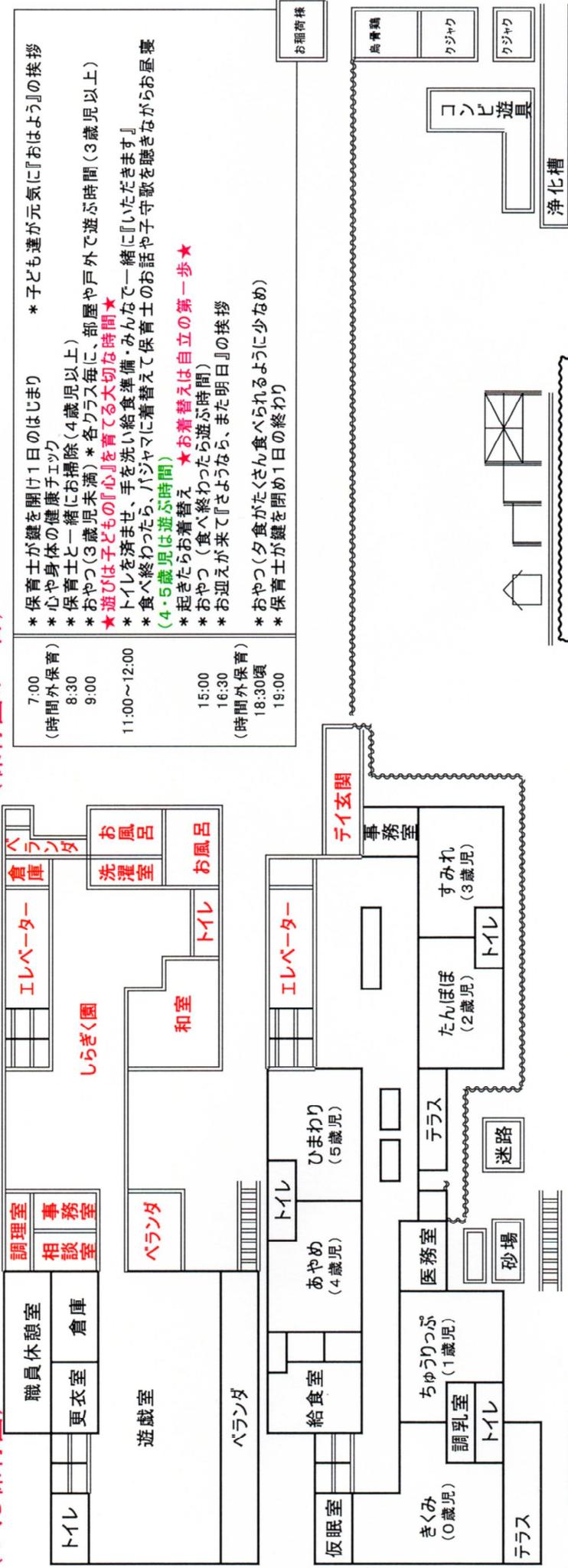
<ul style="list-style-type: none"> ・カバン、連絡帳 * ロッカーを確認し、衣類やおむつの補充をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カバン、連絡帳 * ロッカーを確認し、衣類の補充をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カバン、連絡帳、水筒 * ロッカー、道具箱を確認し補充をお願いします。
--	--	---

* 布団は市からのリースの物を使用します。全員同じ物を使用しますので、掛け布団・敷き布団に名札を付けてください。アイロンプリントの物は使用しないでください。

《15cm×25cmの布を2枚(0・1歳児は掛け布団を使用しないので1枚)御用意ください。》

(つくし保育園)

(保育園の一日)



7:00 (時間外保育)
8:30
9:00
11:00~12:00
15:00
16:30 (時間外保育)
18:30頃
19:00

* 保育士が鍵を開け1日の始まり
* 心や身体が健康なエック
* 保育士と一緒に掃除(4歳児以上)
* おやつ(3歳児未満) * 各クラス毎に、部屋や戸外で遊ぶ時間(3歳児以上)
★遊びは子どもの『心』を育てる大切な時間★
* トイレを済ませ、手を洗い給食準備・みんなどで一緒に『いただきます』
* 食べ終わったら、パジャマに着替えて保育士のお話や子守歌を聴きながらお昼寝(4・5歳児は遊ぶ時間)
* 起きたらお着替え ★お着替えは自立の第一歩★
* おやつ(食べ終わったら遊ぶ時間)
* お迎えが来て『さようなら、また明日』の挨拶
* おやつ(夕食がたくさん食べられるように少なめ)
* 保育士が鍵を閉め1日の終わり

* 広～い野原
虫が沢山いるよ！

さつま芋・じゃが芋
* 畑の作物は幼児クラスと一緒に育てるよ！
トウモロコシ・トマト・なす・ピーマン・キュウリetc

